

令和 2 年11月

狛江市議会第 4 回定例会提出議案

提出議案

37

- 1 議案第51号 令和2年度狛江市一般会計補正予算(第7号) -3-
- 2 議案第52号 令和2年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) -5-
- 3 議案第53号 令和2年度狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) -7-
- 4 議案第54号 令和2年度狛江市介護保険特別会計補正予算(第2号) -9-
- 5 議案第55号 狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 -11-
- 6 議案第56号 狛江市職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例 -15-
- 7 議案第57号 狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例 -17-
- 8 議案第58号 狛江市後期高齢者医療に関する条例及び狛江市介護保険条例の一部を改正する条例 -19-
- 9 議案第59号 狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 -21-
- 10 議案第60号 狛江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 -23-
- 11 議案第61号 狛江市立和泉児童館の指定管理者の指定について -33-
- 12 同意第17号 狛江市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて -35-
- 13 同意第18号 狛江市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて -37-
- 14 同意第19号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて -39-

議案第 51 号

令和 2 年度狛江市一般会計補正予算（第 7 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 11 月 27 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

一般会計予算を補正する必要があるため。

議案第51号別紙

令和2年度

狛江市一般会計補正予算(第7号)

令和２年度狛江市一般会計補正予算（第７号）

令和２年度狛江市の一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１３，６６７千円を減額し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４０，３７１，３６０千円とする。
- ２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第２条 債務負担行為の補正は，「第二表 債務負担行為補正」による。

令和２年１１月２７日提出

狛江市長
松原俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計
13. 分 担 金 及 び 負 担 金		240,462	△34,314	206,148
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	1. 負 担 金	240,462	△34,314	206,148
	1. 使 用 料	541,506	△7,501	534,005
15. 国 庫 支 出 金		197,437	△7,501	189,936
		14,522,637	22,382	14,545,019
	1. 国 庫 負 担 金	4,492,651	21,267	4,513,918
	2. 国 庫 補 助 金	10,011,791	128	10,011,919
	3. 委 託 金	18,195	987	19,182
16. 都 支 出 金		5,263,890	181,110	5,445,000
	1. 都 負 担 金	1,637,068	8,076	1,645,144
	2. 都 補 助 金	3,344,493	173,034	3,517,527
19. 繰 入 金		491,346	△102,563	388,783
	1. 繰 入 金	491,346	△102,563	388,783
21. 諸 収 入		441,367	△72,781	368,586
	6. 雑 入	427,584	△72,781	354,803
歳	合 計	40,385,027	△13,667	40,371,360

歳出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
1. 議	費	309,963	△438	309,525
	1. 議 会 費	309,963	△438	309,525
2. 総	費	11,664,710	△17,923	11,646,787
	1. 総 務 管 理 費	10,888,493	△17,795	10,870,698
3. 民	費	72,507	△128	72,379
	4. 選 挙 費	16,333,540	70,190	16,403,730
4. 衛	費	5,958,322	15,010	5,973,332
	1. 社 会 福 祉 費	8,011,837	55,180	8,067,017
6. 農	費	2,269,313	24,428	2,293,741
	1. 保 健 衛 生 費	1,023,286	26,598	1,049,884
7. 商	費	1,246,027	△2,170	1,243,857
	2. 清 掃 費	36,930	△162	36,768
8. 土	費	36,930	△162	36,768
	1. 農 業 費	347,116	△2,576	344,540
9. 消	費	347,116	△2,576	344,540
	1. 商 工 費	1,974,185	2,017	1,976,202
10. 教	費	55,221	△424	54,797
	3. 河 川 費	1,235,544	2,441	1,237,985
11. 公	費	1,163,727	6,600	1,170,327
	1. 消 防 費	1,163,727	6,600	1,170,327
歳	費	4,296,550	△91,382	4,205,168
	1. 教 育 総 務 費	892,345	△8,867	883,478
出	費	1,223,569	△27,867	1,195,702
	2. 小 学 校 費	875,557	△54,126	821,431
合	費	643,030	11,821	654,851
	3. 中 学 校 教 育 費	170,657	△12,343	158,314
計	費	1,700,421	△4,421	1,696,000
	1. 公 債 償 還 費	1,700,421	△4,421	1,696,000
歳	出 計	40,385,027	△13,667	40,371,360

第二表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
松原学童保育所改修事業			令和3年度	2,426千円
市民センター改修及び 新図書館整備基本構想等策定支援業務			令和3年度から 令和4年度まで	36,400千円

狛江市一般会計補正予算(第7号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
13. 分担保金及び負担金	千円 240,462	千円 △34,314	千円 206,148
14. 使用料及び手数料	541,506	△7,501	534,005
15. 国庫支出金	14,522,637	22,382	14,545,019
16. 都支支出金	5,263,890	181,110	5,445,000
19. 繰入金	491,346	△102,563	388,783
21. 諸収入	441,367	△72,781	368,586
歳入合計	40,385,027	△13,667	40,371,360

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	財源の内訳			
				補正額	財源	一般財源	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1. 議会費	309,963	△438	309,525	0	0	0	△438
2. 総務費	11,664,710	△17,923	11,646,787	0	△4,325	0	△8,012
3. 民生費	16,333,540	70,190	16,403,730	22,282	64,232	0	△41,689
4. 衛生費	2,269,313	24,428	2,293,741	0	28,398	0	△211
6. 農業費	36,930	△162	36,768	0	0	0	△162
7. 商工費	347,116	△2,576	344,540	0	1,017	0	△66
8. 土木費	1,974,185	2,017	1,976,202	0	2,693	0	△676
9. 消防費	1,163,727	6,600	1,170,327	0	0	0	6,600
10. 教育費	4,296,550	△91,382	4,205,168	100	45,827	0	△114,618
11. 公債費	1,700,421	△4,421	1,696,000	0	0	0	△4,421
歳出合計	40,385,027	△13,667	40,371,360	22,382	137,842	0	△9,295

2. 歳入

(款) 13. 分担金及び負担金

(項) 1. 負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費負担金	千円 2,700	千円 △2,700	千円 0	1. 総務管理費負担金	千円 △2,700	1. 広域連携事業他自治体負担金
2. 民生費負担金	228,376	△31,614	196,762	2. 児童福祉費負担金	△31,614	2. 保育所運営費負担金
計	240,462	△34,314	206,148			

(款) 14. 使用料及び手数料

(項) 1. 使用料

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生使用料	千円 47,675	千円 △7,501	千円 40,174	2. 障がい者福祉センター使用料	千円 △561	1. 障がい者福祉センター使用料
				3. 保育所施設使用料	△6,940	1. 保育所施設使用料
計	197,437	△7,501	189,936			

(款) 15. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費国庫負担金	千円 4,470,640	千円 21,267	千円 4,491,907	5. 児童福祉費負担金	千円 21,267	1. 子どものための教育・保育給付交付金
計	4,492,651	21,267	4,513,918			

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
2. 民生費国庫補助金	千円 433,790	千円 28	千円 433,818	3. 障がい者自立支援事業費補助金	千円 28	1. 地域生活支援事業費等補助金	千円
5. 教育費国庫補助金	304,743	100	304,843	1. 学校教育費補助金	100	8. 公立学校情報機器整備費補助金	
計	10,011,791	128	10,011,919				

(項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1. 総務費委託金	千円 480	千円 987	千円 1,467	2. 総務管理費委託金	千円 987	1. 主権者教育優良事例普及推進事業委託金	千円
計	18,195	987	19,182				

(款) 16. 都支出金

(項) 1. 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1. 民生費都負担金	千円 1,626,319	千円 8,076	千円 1,634,395	6. 児童福祉負担金	千円 8,076	1. 子どものための教育・保育給付交付金	千円
計	1,637,068	8,076	1,645,144				

(項) 2. 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1. 総務費都補助金	千円 1,442,665	千円 143,811	千円 1,586,476	1. 総務管理費補助金	千円 143,811	6. 東京2020大会開催関連事業費補助金	千円 △8,825
2. 民生費都補助金	1,509,935	△3,344	1,506,591	5. 障がい者自立支援事業費補助金	△344	9. 市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金	152,636
						1. 地域生活支援事業費等補助金	

						6. 児童福祉補助金	△3,000	16. 保育所等におけるICT化推進事業補助金	
3. 衛生費都補助金	103,825	29,898	133,723	1. 保健衛生費補助金	29,898	11. 区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業補助金			
5. 商工費都補助金	3,289	△483	2,806	1. 商工費補助金	△483	1. 商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金			
7. 教育費都補助金	216,522	3,152	219,674	1. 教育総務費補助金	3,152	18. スクール・サポーター・スタッフ配置支援事業補助金			
計	3,344,493	173,034	3,517,527						

(款) 19. 繰入金

(項) 1. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 基金繰入金	千円 471,851	千円 △102,563	千円 369,288	1. 財政調整基金繰入金	千円 △52,563	1. 基金繰入金
				3. 公共施設修繕基金繰入金	△50,000	1. 基金繰入金
計	491,346	△102,563	388,783			

(款) 21. 諸収入

(項) 6. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 雑入	千円 427,584	千円 △72,781	千円 354,803	4. 学校給食費	千円 △54,519	1. 小学校給食費 △37,319
				5. 雑入	△18,262	2. 中学校給食費 △17,200
						4. 市立保育園副食費(現年度分) △2,574
計	427,584	△72,781	354,803			7. 雑入 △15,688

(款) 21. 諸収入

3. 歳出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				一般財源 千円	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他 千円				
1. 議会費	309,963	△438	309,525				△438			千円	
							△438	8. 旅費	△438	2. 議会関係費 △438	
								3. 特別旅費	△438	[議会議務局] 旅費	
										特別旅費 △438 議員出張旅費 (△438)	
計	309,963	△438	309,525				△438				

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				一般財源 千円	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他 千円				
2. 文書管理費	34,496	14,070	48,566		4,500		9,570			千円	
					4,500		9,570	10. 需用費	9,570	1. 文書管理関係費 14,070	
								6. 修繕料	9,570	[政策室] 需用費	
								11. 役務費	4,500	9,570	
								1. 通運搬	4,500	(9,570)	
										地下文書庫修繕 役務費 4,500	
										通信運搬費 (4,500)	
										郵送料	
7. 企画費	149,374	△29,920	119,454				△13,413				
							△7,682	7. 報償費	△160	3. 市制施行50周年記念関係費 △4,982	
							△4,982	12. 委託料	△20,650		
								13. 使用料及び借料	△1,108	[政策室] 負担金, 補助及び交付金 △4,982	
								18. 負担金, 補助及び交付金	△8,002	市制施行50周年気運醸成 事業協議会負担金	

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳					節		説明
				特定		財源			区分	金額 千円	
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円			
9.											職員出張旅費 委託料 よりあいっこ事業委託 △1,708 ふるさと自然体験事業委託 △200 バス運行委託 △750 使用料及び賃借料 △758 有料道路通行料 △83
計	10,888,493	△17,795	10,870,698		△4,325		△8,012				

(項) 4. 選挙費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳					節		説明
				特定		財源			区分	金額 千円	
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円			
2. 選挙啓発費	266	△128	138								
計	72,507	△128	72,379								1. 選挙啓発費 [選挙管理委員会事務局] 委託料 △128 バス運行委託 △128

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳					節		説明
				特定		財源			区分	金額 千円	
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円			
1. 社会福祉 総務費	1,853,311	10,492	1,863,803	987					9,505		
計	72,507	△128	72,379	987					987		

7. 報償費 △50
10. 需用費 △163
30. 障がい者理解促進・啓発事業 987

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳						節		説明
				特定		財		源		区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他	一般財源				
2. 身体障がい者福祉費	千円 291,078	千円 △2,210	千円 288,868	千円 △687	千円 △344	千円 △561	千円 △618	千円 △618	千円 △2,210	千円 △2,210	9. 障がい者福祉センター 〔高齢障がい課〕 委託料 水泳教室委託	
4. 老人福祉費	千円 2,154,416	千円 5,298	千円 2,159,714				千円 5,298	千円 5,298	千円 5,298	千円 5,298	29. 介護保険特別会計繰出 〔財政課〕 繰出金 介護保険特別会計繰出金	
8. 障がい者サービス費	千円 1,423,343	千円 1,430	千円 1,424,773	千円 715			千円 715	千円 715	千円 1,430	千円 1,430	1. 一般事務費 〔高齢障がい課〕 委託料 福祉総合システム改修委託	
計	千円 5,958,322	千円 15,010	千円 5,973,332	千円 1,015	千円 △344	千円 △561	千円 14,900					

(項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳						節		説明
				特定		財		源		区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他	一般財源				
1. 児童福祉総務費	千円 2,431,454	千円 59,456	千円 2,490,910	千円 59,500	千円 △44	千円 660	千円 △704	千円 660	千円 △554	千円 660	2. 一般事務費 〔子ども政策課〕 委託料 福祉総合システム改修委託	
									千円 310	千円 59	10. 需用費 1. 消耗品費 4. 印刷製本費	
									千円 89	千円 39	14. 青少年会議 〔子ども政策課〕 報償費 協力者謝礼	
									千円 57	千円 △540		

2. 児童措置費	3,889,954	△4,000	3,885,954	21,267	5,076	△31,614	1,271	6. 保険料	△18	参加者記念品	△14
								12. 委託料	602	需用費	△74
4. 保育園費	873,200	△1,176	872,024					18. 負担金, 補助及び交付金	59,000	消耗品費	(△30)
								18. 負担金, 補助及び交付金		事業用消耗品	(△44)
										印刷製本費	(△44)
										会議録表紙	
										役員費	△18
										保険料	(△18)
										傷害保険	
										委託料	△58
										会議録作成委託	
										17. 子育て世帯緊急対策応援事業	59,500
										[子ども政策課]	
										報酬	310
										一般事務補助報酬(時間額)	
										需用費	133
										印刷製本費	(133)
										封筒・案内チラシ	
										役員費	57
										通信運搬費	(57)
										郵送料	
										負担金, 補助及び交付金	59,000
										新生児世帯応援給付金	
										2. 保育所等児童運営費	△4,000
										[児童育成課]	
										負担金, 補助及び交付金	△4,000
										保育所等におけるICT化	
										推進事業補助金	
										3. 保育園維持管理費	△1,176
										[児童育成課]	
										報酬	△492
										12. 委託料	△684
										研修会講師謝礼	△492

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(款) 7. 商工費
(項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 国支出金	都支出金	地方債	財源 その他	一般財源	区分	
2. 商工業 振興費	千円 284,470	千円 △1,044	千円 283,426	千円 1,017	千円 △66	千円 △1,995	千円 △483	千円 △204 △170	千円 △966	4. 商店街チャレンジ戦略支援事業費補助 業費補助 △966
								1. 消耗品費 △170		[地域活性化課]
								11. 役員費 △76		負担金, 補助及び交付金 △966
								3. 手数料 △76		イベント事業補助金
								12. 委託料 △1,128		
								18. 負担金, 補助及び交付金 534		5. こま元気わくわく事業 △1,578
										[地域活性化課]
										報償費 △204
										事業参加者謝礼 △170
										需用費 (△170)
										消耗品費 △76
										事業用消耗品 (△76)
										役員費 △76
										手数料 (△76)
										パンフレット折込手数料 △1,128
										委託料 配布物等作成委託
										10. 休業協力金支給補助事業 1,500
										[地域活性化課]
										負担金, 補助及び交付金 1,500
										休業協力金支給補助金
3. 消費経済 対策費	6,405	△200	6,205			△200				1. 消費経済対策費 △200
										[地域活性化課]
										委託料 消費生活展実施委託 △200

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳					節		説明
				特定		財源			区分	金額 千円	
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円			
4.								7. 報償費 千円 △62		2. 災害対策関係費 千円 3,570	
								10. 需用費 千円 △152		[安心安全課] 負担金、補助及び交付金 3,570 コミュニティFM放送設備 整備事業補助金	
								1. 消耗品費 千円 △127			
								4. 印刷製本費 千円 △25			
								18. 負担金、補助及び交付金 千円 3,570			
										5. 参加型防災セミナー 千円 △214	
										[安心安全課] 報償費 千円 △62 講演会等講師謝礼 千円 △152 消耗品費 千円 (△127) 事業用消耗品 印刷製本費 千円 (△25) 参加型防災セミナー周知チラシ	
計		1,163,727	1,170,327							6,600	

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳					節		説明
				特定		財源			区分	金額 千円	
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円			
2. 事務局費	183,426	△815	182,611					8. 旅費 千円 △92		2. 一般事務費 千円 △155	
								2. 普通旅費 千円 △17		[学校教育課] 旅費 千円 △92	
								3. 特別旅費 千円 △75		普通旅費 千円 (△17)	
								10. 需用費 千円 △475		職員出張旅費 千円 (△75)	
								4. 印刷製本費 千円 △475		特別旅費 千円 (△75)	
								11. 役務費 千円 △185		職員出張旅費 千円 △63	
								3. 手数料 千円 △185		負担金、補助及び交付金	

3. 教育指導費	704,591	△8,052	696,539	100	3,327	△11,479	△660	18. 負担金, 補助及び交付金	△63	関東地区都市教育長協議会負担金 △24 全国都市教育長協議会負担金等 △27 東京都市町村教育委員会連合会視察研修負担金 △6 関東甲信越静市町村教育委員会連合会負担金 △6	
									△660	3. 教育広報関係費 △660 〔学校教育課〕 需用費 △475 印刷製本費 (△475) ガク☆チキ 役務費 △185 手数料 (△185) ガク☆チキ折込手数料	
3. 教育指導費	704,591	△8,052	696,539	100	3,327	△11,479	△660	18. 負担金, 補助及び交付金	1. 報酬	3,284	4. 指導一般事務費 3,273
									7. 報償費	△2,165	[指導室]
									8. 旅費	△80	報酬
									1. 費用弁償	△80	3,392
									10. 需用費	△681	一般事務補助報酬(時間額)
									1. 消耗品費	△675)
									8. 医薬材料費	△6	委託料 △119
									11. 役務費	△37	バス運行委託
									1. 通信運搬費	100	8. 不登校対策支援 △412
									3. 手数料	△42	[教育支援課]
									6. 保険料	△95	報酬 △108
									12. 委託料	△7,122	適応指導員報酬(日額) △80
13. 使用料及び貸借料	△1,416	費用弁償 (△80)									
17. 備品購入費	165	適応指導員等出張旅費委託料 △224									
						△150				12. 教育研究推進 △150	

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳						節		説明	
				特			財源			区	分		金額 千円
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円					
3.												[指導室] 役員費 △10 通信運搬費 (△10) 初任者研修郵送料 使用料及び賃借料 △140 施設借上 17. 国際理解教育促進 △2,324 [指導室] 委託料 △1,048 バス運行委託 使用料及び賃借料 △1,276 校外学習施設入場料等 △1,183 有料道路通行料 △53 バス駐車場料 △40 19. 学校プール指導員配置 △153 [指導室] 報償費 △120 プール指導補助員謝礼 役員費 △33 保険料 (△33) 傷害保険 20. 夏季休業水泳指導 △1,658 [指導室] 報償費 △1,596 水泳指導補助員謝礼 役員費 △62 保険料 (△62) 傷害保険	

											移動教室事業等補助金 △4,380 夏季施設等代替事業補助金 1,180
3. 特別支援 学級費	32,532	△2,947	29,585								1. 特別支援教育就学奨励費 △715
											1. 報酬 △420
											7. 報償費 △18
											8. 旅費 △116
											1. 費用弁償 △116
											11. 役務費 △10
											6. 保険料 △10
											12. 委託料 △1,668
											19. 扶助費 △715
											2. 特別支援学級維持管理費 △2,232
											[教育支援課] 報酬 特別支援学級介助員報酬(時間額) △420 報償費 △18 プール指導補助員謝礼 旅費 △116 費用弁償 (△116) 特別支援学級介助員出張旅費 費 △10 役務費 (△10) 保険料 傷害保険 △1,668 委託料 宿泊学習委託 △1,050 バス運行委託 △618
5. 学校給食費	433,647	△8,794	424,853								2. 学校給食費 △8,794
											10. 需用費 △8,501
											7. 賄材料費 △8,501
											12. 委託料 △293

(款) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費

(款) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳						節 区分	金額	説明
				特定			一般財源					
				国支出金	都支出金	地方債	その他	一般財源	金額			
5.											食材料費 委託料 △293 プラスチック清掃委託	
6.	342,564	△6,500	336,064					△6,500	△6,500	14. 工事請負費	1. 既存施設改修工事 [施設課] △6,500 工事請負費 第一小学校児童増対策工事 (既存校舎教室等改修工事)	
計	1,223,569	△27,867	1,195,702		28,818		△37,319	△19,366				

(項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳						節 区分	金額	説明
				特定			一般財源					
				国支出金	都支出金	地方債	その他	一般財源	金額			
2.	88,926	△710	88,216					△710	△1,754	18. 負担金, 補助及び 交付金	2. 就学援助 [学校教育課] △1,754 扶助費 給食費(要・準)	
									1,044	19. 扶助費	8. 修学旅行関係費 [指導室] 1,044 負担金, 補助及び交付金 修学旅行補助金 夏季施設等代替事業補助金	
3.	18,512	△728	17,784					△728		7. 報償費 11. 役務費	1. 特別支援教育就学奨励費 △358	
										6. 保険料	[学校教育課] △10	

5. 学校給食費	240,525	△3,628	236,897	13,682	△17,200	△110	12. 委託料	△342	扶助費	△358
							19. 扶助費	△358	給食費	
6. 学校建設費	322,530	△49,060	273,470	13,682	△17,200	△110	10. 需用費	△3,518	2. 特別支援学級維持管理費	△370
							7. 賄材料費	△3,518	[教育支援課]	
計	875,557	△54,126	821,431	13,682	△67,200	△608	12. 委託料	△354	報償費	△18
							14. 工事請負費	△48,706	ブール指導補助員謝礼	△10
									役員料	(△10)
									保険料	
									傷害保険	△342
									委託料	
									バス運行委託	
									バス運行委託	
									2. 給食センター管理運営費	△110
									[学校教育課]	
									委託料	△110
									グリストラップ清掃委託	
									3. 中学校給食費	△3,518
									[学校教育課]	
									需用費	△3,518
									賄材料費	(△3,518)
									食材料費	
									1. 既存施設改修工事	△49,060
									[施設課]	
									委託料	△354
									第一中学校外壁改修工事監	
									理業務委託	△1,632
									第一中学校校舎空調設備整	
									備工事設計委託	1,278
									工事請負費	△48,706
									第一中学校外壁改修工事	

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳						節		説明	
				特定			財源			区分	金額 千円		明
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円					
1. 社会教育 総務費	248,228	△1,182	247,046					△1,182		7. 報償費 △385	4. 青少年委員関係費 △191		
								△191		8. 旅費 △106	[子ども政策課]		
										1. 費用弁償 △70	委託料 △191		
										3. 特別旅費 △36	青少年活動推進事業委託		
										12. 委託料 △691			
								△106			6. 社会教育委員関係費 △106		
											[社会教育課]		
											旅費 △106		
											費用弁償 (△70)		
											委員出張旅費 (△36)		
											特別旅費 (△36)		
											職員出張旅費		
								△885			12. 古民家園管理運営費 △885		
											[社会教育課]		
											報償費 △385		
											指導者等謝礼		
											委託料 △500		
											市制施行50周年記念古民 家園行事委託		
2. 市民 センター費	32,710	15,631	48,341					15,631			1. 市民センター管理費 15,631		
								15,631		7. 報償費 31			
										12. 委託料 15,600	[政策室]		
											報償費 31		
											講師等謝礼		
											委託料 15,600		
											市民センター改修及び新図 書館整備基本構想等策定支 援業務委託		
3. 公民館費	88,808	△2,628	86,180					△2,628			3. 少年事業 △501		
								△501		7. 報償費 △991			
										12. 委託料 △1,271	[公民館]		

(款) 10. 教育費 (項) 5. 社会教育費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳					節		説明	
				源					区分	金額		
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円				
3.											〔公民館〕 報償費 講師等謝礼 委託料 バス運行委託 使用料及び賃借料 施設入場料等 有料道路通行料等	千円 △107 △338 △106 △30 △76
計	643,030	11,821	654,851					△136			15. 居場所事業 〔公民館〕 委託料 夏休み子ども・中高生スぺ ース管理委託 夏休み子ども・中高生スぺ ース協力委託	△136 △56 △80

(項) 6. 保健体育費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳					節		説明	
				源					区分	金額		
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円				
1. 保健体育費 総務費	26,531	△13,828	12,703				△10,099	△3,729			1. 一般事務費 〔社会教育課〕 負担金, 補助及び交付金 東京都市町村総合体育大会 負担金	千円 △470 △2,445 △1 △10,458 △470
計	643,030	11,821	654,851					△136			2. スポーツ推進委員関係費 〔社会教育課〕	△248

(款) 10. 教育費 (項) 6. 保健体育費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳					節		説明
				源					区分	金額 千円	
				特 国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円			
2. 体育施設費	144,126	1,485	145,611					1,485		1,485	1. 体育施設維持管理費 [社会教育課] 委託料 市民グラウンド防球ネット等 改修委託
計	170,657	△12,343	158,314				△10,099	△2,244			

(款) 11. 公債費
(項) 1. 公債費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳					節		説明
				源					区分	金額 千円	
				特 国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円			
1. 元金	1,579,760	14,171	1,593,931					14,171		14,171	1. 長期償還元金 [財政課] 償還金、利子及び割引料 土木債 消防債 教育債 臨時財政対策債
2. 利子	120,661	△18,592	102,069					△18,592		△18,592	1. 長期債、一時借入金償還利子 [財政課] 償還金、利子及び割引料 民生債 土木債 消防債 教育債 臨時財政対策債
計	1,700,421	△4,421	1,696,000					△4,421			

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総括 ()内は、再任用職員 別掲 【】内は、会計年度任用職員 別掲

(単位：千円)

区分	職員数(人)	給 与 費				合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計	
補正後	(12) 【483】 436	639,081	1,656,526	1,428,524	3,724,131	596,045 4,320,176
補正前	(12) 【476】 436	635,907	1,656,526	1,428,524	3,720,957	596,045 4,317,002
比 較	(0) 【7】 0	3,174	0	0	3,174	0 3,174

(職員手当の内訳)

区 分	地域手当	扶養手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	期末勤続手当	特殊勤務手当	通勤手当	児童手当	会計年度任用職員期末手当	備 考
補正後	280,887	33,396	55,815	8,460	102,867	789,807	207	37,637	25,965	93,483	
補正前	280,887	33,396	55,815	8,460	102,867	789,807	207	37,637	25,965	93,483	
比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(単位：千円)

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
報 酬	3,174	その他の増減分	3,174	3,174
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0	0
		その他の増減分	0	0
職 員 手 当	0	給与改定に伴う増減分	0	0
		制度改正に伴う増減分	0	0
		その他の増減分	0	0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書(補正)

事 項	限 度 額	平成31年度末までの支出(見込)額		令和3年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源			
						国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
松原学童保育所改修事業	千円 2,426	令和3年度から	千円 2,426	令和3年度まで	千円 2,426	千円	千円	千円	千円 2,426	
市民センター改修及び 新図書館整備基本構想等策定支援業務	36,400	令和3年度から		令和4年度まで	36,400				36,400	

地方債の前前年度末並びに前年度末における現在の高及び
当該年度末の見込みに関する調書（補正）

区分	前前年度末現在高 千円	前年度末現在高 千円	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額 千円
			当該年度中起債見込額 千円	当該年度中元金償還見込額 千円	
1. 普通債	8,408,917	8,423,760	1,009,700	691,478	8,741,982
(1) 総務債	704,027	648,910		55,433	593,477
(2) 民生債	1,416,091	1,987,748	72,800	73,962	1,986,586
(3) 衛生債	460,972	455,038		5,961	449,077
(4) 土木債	1,988,226	1,851,879	162,500	188,249	1,826,130
(5) 消防債	284,500	287,769		28,632	259,137
(6) 教育債	3,555,101	3,192,416	774,400	339,241	3,627,575
2. 減税補てん債	382,248	292,236		79,066	213,170
3. 臨時財政対策債	10,711,668	10,625,177	700,000	823,387	10,501,790
合計	19,502,833	19,341,173	1,709,700	1,593,931	19,456,942

※当該年度中起債見込額には、前年度からの繰越事業に伴う起債見込額（未収入特定財源）を含む。

議案第 52 号

令和 2 年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 11 月 27 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

国民健康保険特別会計予算を補正する必要が生じたため。

議案第52号別紙

令和2年度

狛江市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

令和2年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和2年度狛江市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,254千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,857,733千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月27日 提出

狛江市長
松原俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計 (千円)
4. 繰 入 金		837,425	10,254	847,679
	1. 繰 入 金	837,425	10,254	847,679
歳 入	合 計	7,847,479	10,254	7,857,733

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計 (千円)
4. 保 健 事 業 費		124,341	△284	124,057
	1. 保 健 事 業 費	124,341	△284	124,057
6. 諸 支 出 金		68,129	10,538	78,667
	1. 償 還 金 及 び 還 付 金	68,129	10,538	78,667
歳 出	合 計	7,847,479	10,254	7,857,733

狛江市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金	837,425 千円	10,254 千円	847,679 千円
歳入合計	7,847,479	10,254	7,857,733

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				財源				
				特出金	都支金	地方債	その他	一般財源
4. 保健事業費	124,341 千円	△284 千円	124,057 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	△284 千円
6. 諸支出金	68,129	10,538	78,667	0	0	0	0	10,538
歳出合計	7,847,479	10,254	7,857,733	0	0	0	0	10,254

2. 歳入

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1. 一般会計繰入金	千円 837,425	千円 10,254	千円 847,679	5. その他一般会計繰入金	千円 10,254	1. その他一般会計繰入金	千円
計	837,425	10,254	847,679				

議案第 53 号

令和 2 年度狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 11 月 27 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

後期高齢者医療特別会計予算を補正する必要があるため。

議案第53号別紙

令和2年度

狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

令和２年度狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

令和２年度狛江市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，９５３千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２，０９６，９７５千円とする。
- ２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和 ２ 年 １ １ 月 ２ ７ 日 提出

狛 江 市 長
松 原 俊 雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
6. 国庫支出金		0	1,953	1,953
	1. 国庫補助金	0	1,953	1,953
歳入	合計	2,095,022	1,953	2,096,975

歳出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
1. 総務費		51,378	1,953	53,331
	1. 総務管理費	50,217	1,953	52,170
歳出	合計	2,095,022	1,953	2,096,975

狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
6. 国庫支出金	千円 0	千円 1,953	千円 1,953
歳入合計	2,095,022	1,953	2,096,975

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			
				国支金	都支金	地方債	その他
1. 総務費	千円 51,378	千円 1,953	千円 53,331	千円 1,953	千円 0	千円 0	千円 0
歳出合計	2,095,022	1,953	2,096,975	1,953	0	0	0

2. 歳入

(款) 6. 国庫支出金

(項) 1. 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説	明
				区分	金額 千円		
1. 国庫補助金	0	1,953	1,953	1. 高齢者医療制度 円滑運営事業費 補助金	1,953	1. 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	千円
計	0	1,953	1,953				

議案第 54 号

令和 2 年度狛江市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 11 月 27 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

介護保険特別会計予算を補正する必要があるため。

議案第54号別紙

令和2年度

狛江市介護保険特別会計補正予算(第2号)

令和2年度狛江市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和2年度狛江市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,788千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,993,250千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月27日 提出

狛江市長
松原俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
3. 国庫支出金		1,568,910	4,186	1,573,096
	2. 国庫補助金	426,753	4,186	430,939
4. 支払基金交付金		1,795,342	1,304	1,796,646
	1. 支払基金交付金	1,795,342	1,304	1,796,646
8. 繰入		1,099,610	5,298	1,104,908
	1. 一般会計繰入金	1,013,399	5,298	1,018,697
歳入	合計	6,982,462	10,788	6,993,250

歳出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
1. 総務費		95,369	9,484	104,853
	1. 総務管理費	95,369	9,484	104,853
5. 基金積立金		86,436	1,304	87,740
	1. 基金積立金	86,436	1,304	87,740
歳出	合計	6,982,462	10,788	6,993,250

狛江市介護保険特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金	1,568,910	4,186	1,573,096
4. 支払基金交付金	1,795,342	1,304	1,796,646
8. 繰入	1,099,610	5,298	1,104,908
歳入合計	6,982,462	10,788	6,993,250

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定		その他		
				国支	都支	債	一般財源	
1. 総務費	95,369	9,484	104,853	4,186	0	0	0	5,298
5. 基金積立金	86,436	1,304	87,740	0	0	0	0	1,304
歳出合計	6,982,462	10,788	6,993,250	4,186	0	0	0	6,602

2. 歳入

(款) 3. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5. 介護保険事業費補助金	千円 1,000	千円 4,186	千円 5,186	1. 介護保険事業費補助金	千円 4,186	1. 介護保険事業費補助金
計	426,753	4,186	430,939			

(款) 4. 支払基金交付金

(項) 1. 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 介護給付費交付金	千円 1,738,469	千円 1,304	千円 1,739,773	1. 介護給付費交付金	千円 1,304	1. 介護給付費交付金
計	1,795,342	1,304	1,796,646			

(款) 8. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5. その他一般会計繰入金	千円 94,869	千円 5,298	千円 100,167	1. その他一般会計繰入金	千円 5,298	1. 事務費繰入金
計	1,013,399	5,298	1,018,697			

(款) 8. 繰入金

議案第 55 号

狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年11月27日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に準ずる措置に関する事務であって規則で定めるもの
----	-------------------------------------------------------------------

別表第 2 に次のように加える。

市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定による保護に準ずる措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		失業等給付関係情報であって規則で定めるもの
		職業訓練受講給付金支給関係情報であって規則で定めるもの
		小児慢性特定疾病医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
		療育給付支給関係情報であって規則で定めるもの
		障害児入所給付費支給関係情報であって規則で定めるもの

	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく資金貸付等関係情報であって規則で定めるもの
	自立支援給付支給関係情報であって規則で定めるもの
	特定医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	養育医療給付等関係情報であって規則で定めるもの
	児童手当関係情報であって規則で定めるもの
	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	年金給付関係情報であって規則で定めるもの
	特別障害給付金関係情報であって規則で定めるもの
	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）に基づく経費支弁関係情報であって規則で定めるもの

		の
		学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく援助実施関係情報であって規則で定めるもの
		休業補償等支給関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項の規定により、生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定による保護に準ずる措置に関する事務を加えるため。

議案第 56 号

狛江市職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年11月27日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例

狛江市職員の給料等に関する条例（昭和26年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第18条第 2 項中「100分の130.0」を「100分の125.0」に改め、同条第 3 項中「100分の130.0」を「100分の125.0」に、「100分の110.0」を「100分の105.0」に、「100分の100.0」を「100分の95.0」に改め、同条第 4 項中「100分の130.0」を「100分の125.0」に、「100分の72.5」を「100分の70.0」に、「100分の62.5」を「100分の60.0」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年12月 1 日から施行する。ただし、第 3 項の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 2 年12月に支給する期末手当の特例）

- 2 令和 2 年12月に支給する期末手当については、第18条の改正規定にかかわらず、同条第 2 項中「100分の125.0」とあるのは「100分の120.0」とし、同条第 3 項中「100分の105.0」とあるのは「100分の100.0」と、「100分の95.0」とあるのは「100分の90.0」とし、同条第 4 項中「100分の70.0」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の60.0」とあるのは「100分の57.5」とする。

（狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

- 3 狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和 2 年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条第 2 項中「100分の130.0」を「100分の125.0」に、「100分の175.0」を「100分の172.5」に改める。

提案理由

東京都人事委員会勧告に基づく期末手当の改定に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 57 号

狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年11月27日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例

狛江市都市計画税条例（平成 3 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。
付則第18項中「平成30年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の狛江市都市計画税条例の規定は，令和 3 年度以後の年度分の都市計画税について適用し，令和 2 年度分までの都市計画税については，なお従前の例による。

提案理由

都市計画税率の特例期間を延長するため。

議案第 58 号

狛江市後期高齢者医療に関する条例及び狛江市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年11月27日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市後期高齢者医療に関する条例及び狛江市介護保険条例の一部を改正する条例

(狛江市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第 1 条 狛江市後期高齢者医療に関する条例 (平成20年条例第 8 号) の一部を次のように改正する。

付則第 3 条中「特例基準割合 (当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合 (平均貸付割合 (」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「 (以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(狛江市介護保険条例の一部改正)

第 2 条 狛江市介護保険条例 (平成12年条例第25号) の一部を次のように改正する。

第13条第 1 項中「特例基準割合 (当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合 (平均貸付割合 (」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「 (以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の狛江市後期高齢者医療に関する条例付則第 3 条及び狛江市介護保険条例第13条第 1 項の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）の施行に伴い，所要の改正を行うため。

議案第 59 号

狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年11月27日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

狛江市国民健康保険税条例（平成 6 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第20条第 1 号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有するもの（前年中に法第703条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り，年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい，給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては，43万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め，同条第 2 号及び第 3 号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては，43万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

付則第 2 項中「（昭和40年法律第33号）」を削り，「同条中「法第703条の 5 に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え，「，「法」を「「法」に，「とする。））」を「とする。）及び山林所得金額」と，「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は，令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の狛江市国民健康保険税条例の規定は，令和 3 年度以

後の年度分の国民健康保険税について適用し，令和 2 年度分までの国民健康保険税については，なお従前の例による。

提案理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 264 号）の施行に伴い，所要の改正を行うため。

議案第 60 号

狛江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年11月27日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

狛江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成13年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

3	調布都市計画岩戸北二丁目周辺地区地区整備計画区域	調布都市計画岩戸北二丁目周辺地区地区計画の区域のうち，地区整備計画が定められた区域
---	--------------------------	-------------------------------------------

」を

「

3	調布都市計画岩戸北一・二丁目，東野川一丁目周辺地区地区整備計画区域	調布都市計画岩戸北一・二丁目，東野川一丁目周辺地区地区計画の区域のうち，地区整備計画が定められた区域
---	-----------------------------------	----------------------------------------------------

」に

改める。

別表第 4 を次のように改める。

別表第 4（第 3 条，第 6 条 - 第 8 条関係）

調布都市計画岩戸北一・二丁目，東野川一丁目周辺地区地区整備計画区域

計画地区の区分	地域交流地区	幹線道路沿道地区	中高層住宅地区	中高層住宅地区	低層住宅地区
建築物の用途の制限	1 工場 2 倉庫業を営む倉庫	1 工場 2 トランクルーム 3 ホテル		-	-

	3 マージャン屋，ばちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの	又は旅館 4 自動車教習所 5 畜舎（15平方メートルを超えるもの） 6 墓地，埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第6項に規定する納骨堂の用に供するもの		
建築物の敷地面積の最低限度	-	70平方メートル	1 一戸建ての住宅又は二戸長屋は，100平方メートル 2 前項以外の建築物は，3,000平方メートル	-
壁面の位置の制限	-	1 岩戸北一・二丁目，東野川一丁目周辺地区地区計画図3に示す1号壁面線が定められている部分	1 岩戸北一・二丁目，東野川一丁目周辺地区地区計画図3に示す2号壁面線が定められている部分	1 岩戸北一・二丁目，東野川一丁目周辺地区地区計画図3に示す1号壁面線が定められている部分
				1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は，区画道路の道路境界線（道路が法第42条第2項

		<p>における建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、道路境界線から4.0メートル以上</p> <p>2 岩戸北一・二丁目、東野川一丁目周辺地区地区計画図3に示す3号壁面線が定められている部分における建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、道路境界線から0.5メートル以上</p>	<p>における建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、道路境界線から3.0メートル以上</p> <p>2 前項の規定の施行の際、現に存する建築物又は建築物の部分で、次のいずれかに該当するものは、同項の規定を適用しない。</p> <p>(1) 区画道路に面して設けられた共同住宅の駐車場ゲート</p> <p>(2) 隣地のプライバシー等</p>	<p>における建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、道路境界線から4.0メートル以上</p> <p>2 前項の規定の施行の際、現に存する建築物又は建築物の部分で、次のいずれかに該当するものは、同項の規定を適用しない。</p> <p>(1) 区画道路に面して設けられた共同住宅の駐車場ゲート</p> <p>(2) 隣地のプライバシー等</p>	<p>の道路の場合は、その中心線からの水平距離2.0メートルの線)から1.0メートル以上</p> <p>2 岩戸北一・二丁目、東野川一丁目周辺地区地区計画図3に示す4号壁面線が定められている部分における建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、道路境界線(道路が法第42条第2項の道路の場合は、その中心線からの水平距離2.0メートルの線)か</p>
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			<p>への配慮を目的として設ける柵</p> <p>(3) 前2号に規定する現に存する建築物又は建築物の部分について、規則に定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の様替をするもの</p>	<p>への配慮を目的として設ける柵</p> <p>(3) 電気室、受水槽室その他これらに類する用途に供する附属建築物</p> <p>(4) 共同住宅の玄関ホール</p> <p>(5) 大規模研究施設建築物で、区画道路に面するもの</p> <p>(6) 前各号に規定する現に存する建築物又は建築物の部分について、規則</p>	<p>ら1.0メートル以上</p> <p>3 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は0.6メートル以上</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、建築物又は建築物の部分で、次のいずれかに該当するものは、同項の規定を適用しない。</p> <p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0メートル以下であるもの</p> <p>(2) 物置</p>
--	--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

				に定める範囲内において増築，改築，大規模の修繕又は大規模の模様替をするもの	その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し，軒の高さが2.3メートル以下で，かつ，床面積の合計が5平方メートル以内であるもの (3) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの
建築物の 高さの最 高限度	-	1 建築物の高さは，20メートル以下 2 建築物の各部分の高さは，当該部分から前面道路の反対側	岩戸北一・二丁目，東野川一丁目周辺地区地区計画図3建築物等の高さの最高限度を定める区域における建築物等の高さの最高限度	1 岩戸北一・二丁目，東野川一丁目周辺地区地区計画図3建築物等の高さの最高限度を定める区域における	-

		<p>の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に5メートルを加えたもの以下</p>	<p>は、前面道路の反対側の境界線からの水平距離が15メートル以内の区域においては高さ15メートル以下、前面道路の反対側の境界線からの水平距離が15メートルを超え20メートル以内の区域においては高さ18メートル以下</p>	<p>建築物等の高さの最高限度は、前面道路の反対側の境界線からの水平距離が15メートル以内の区域においては高さ12メートル以下、前面道路の反対側の境界線からの水平距離が15メートルを超え20メートル以内の区域においては高さ15メートル以下</p> <p>2 この規定の適用の際、現に存する建築物であって、前項の規定に適合しない部分を有するもの</p>	
--	--	---------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

				<p>建 替 え で、次の いずれに も 該 当 し、良好 な居住環 境を保全 する上で 支障がな く、やむ を得ない と市長が 認めて許 可するも のは、前 項の規定 は適用し ない。</p> <p>(1) 狛 江市ま ちづく り条例 (平成 15年条 例第12 号。以 下「条 例」と いう。)第33 条に規 定する 開発等 事業に 該当す るもの は、条 例第5 章の手</p>	
--	--	--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

				<p>続を経ていること。</p> <p>(2) 建替え後の建築物の敷地面積が、原則として現に存する建築物の敷地面積を下回らないこと。</p> <p>(3) 建替え後の建築物の最高高さが、現に存する建築物の最高高さ以下であること。</p> <p>(4) 建替え後の絶対高さで定める高さを超える部分を</p>	
--	--	--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

				<p>含む階の床面積の合計が、現に存する建築物の当該部分の床面積の合計以下であること。</p> <p>(5) 建替後の計画が、建替前と比較して周囲の環境に与える影響が改善されるものであるか、又は同程度のもの</p>	
--	--	--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

別表第5 建築物の高さの最高限度の項幹線道路沿道地区 の欄中「とする。」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

調布都市計画岩戸北二丁目周辺地区地区計画の変更に伴い、所要の改正を行う

ため。

議案第 61 号

狛江市立和泉児童館の指定管理者の指定について

次のとおり狛江市立和泉児童館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 狛江市立和泉児童館 |
| 2 指定管理者となる団体の名称 | 社会福祉法人 雲柱社 |
| 3 指定管理者となる団体の所在 | 東京都世田谷区上北沢三丁目8番19号 |
| 4 指定の期間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |

令和2年11月27日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

狛江市立児童館の設置及び管理に関する条例（昭和48年条例第3号）第14条第1項の規定により指定管理者に狛江市立和泉児童館の管理を行わせるため。

同意第 17 号

狛江市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

下記の者を，狛江市教育委員会教育長に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都中野区中央五丁目
氏名・年齢	柏原 聖子 ・ 55歳

令和 2 年11月27日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 4 条第 1 項の規定により，議会の同意を求めるため。

同意第 18 号

狛江市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を，狛江市教育委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市猪方三丁目
氏名・年齢	小川 敦子 ・ 49歳

令和 2 年11月27日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により，議会の同意を求めるため。

同意第 19 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を，人権擁護委員に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市駒井町一丁目
氏名・年齢	向井 努 ・ 69歳

令和 2 年11月27日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

人権擁護委員法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により，議会の意見を求めるため。